

日高市告示第68号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域で次に掲げる区域とする。

- 1 都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業専用地域の指定がされている区域を除く区域
- 2 都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業専用地域の指定がされている区域のうち、1に掲げる区域との境界線から内部への水平距離が100メートルまでの区域